川崎市十木工事単価歩掛担当員の設置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市土木工事単価歩掛担当員(以下「担当員」という。)の設置について必要な事項を定めるものとする。

(担当員の設置)

- 第2条 川崎市の土木工事に関する設計単価歩掛及び設計積算(以下「単価歩掛等」という。)の適正 かつ合理的な運用を期すため、正・副担当員を設置する。
 - 2 担当員を設置する部署は別表のとおりとする。

(担当員の指名及び登録)

- 第3条 担当員は、土木工事の単価歩掛等に係る技術職員のうちから所属長が指名する。
 - 2 所属長とは、担当員を設置する部署の長とする。
 - 3 所属長は、担当員の異動等により欠員が生じたときは、すみやかに後任を指名しなければならない。
 - 4 所属長は、担当員を指名したときは建設緑政局総務部技術監理課に報告し、登録するものとする。

(担当員の職務)

- 第4条 担当員は、次の事項を行うものとする。
 - (1) 土木工事の単価歩掛等の調査及び研究に関する事項
 - (2) 土木工事の単価歩掛等に係る協議及び連絡調整に関する事項
 - (3) 十木工事の単価歩掛等の指導に関する事項

(事務局)

第5条 担当員に係る事務局を建設緑政局総務部技術監理課に置く。

(その他)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は昭和58年8月1日から施行する。

附則

この要綱は平成12年6月1日から施行する。

附則

この要綱は平成15年5月1日から施行する。

附則

この要綱は平成22年5月1日から施行する。

附則

この要綱は平成29年3月1日から施行する。

附則

この要綱は平成30年4月1日から施行する。

別 表

担当員を設置する局・室・課・センター

	1.	建設緑政局総務部企画課
	2.	広域道路整備室
	3.	緑政部みどりの協働推進課
	4.	みどりの保全整備課
	5.	多摩川施策推進課
	6.	霊園事務所
	7.	生田緑地整備事務所
	8.	等々力緑地再編整備室
	9.	道路管理部路政課
1	0.	管理課
1	1.	用地調整課
1	2.	道路河川整備部道路整備課
1	3.	道路施設課
1	4.	河川課
1	5.	南部都市基盤整備事務所
1	6.	北部都市基盤整備事務所
1	7.	自転車利活用推進室
1	8.	川崎区役所道路公園センター
1	9.	幸区役所道路公園センター

- 1
- 20. 中原区役所道路公園センター
- 21. 高津区役所道路公園センター
- 22. 宮前区役所道路公園センター
- 23. 多摩区役所道路公園センター
- 24. 麻生区役所道路公園センター
- 25. まちづくり局登戸区画整理事務所
- 26. 港湾局港湾振興部庶務課(技術監理担当)
- 27. 上下水道局水道部水道管路課
- 28. 上下水道局下水道部下水道管路課
- 29. 環境局総務部庶務課